

伊藤忠社友会

規 約

第1条 (名称)

本会は伊藤忠社友会と称する。

第2条 (目的)

本会は会員相互間及び伊藤忠商事株式会社（以下「会社」という）と会員間の連絡の緊密化並びに懇親を図ることを目的とする。

第3条 (会員の資格)

本会の会員は会社を円満に退職した者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 会社に20年以上勤続し退職した者及び社命により関係会社等に勤務し、通算20年以上勤務し退職した者
- (2) 理事及び理事待遇
- (3) 勤務歴20年未満の者でも、50歳以上で且つ5年以上勤務した者で社友会員2名の推薦状を提出した者。
但し、この基準に達しない者は、別途運営委員会にて審議の上承認を得るものとする。

第4条 (資格の取得)

前条に該当し、入会の申込みをして入会金を納付した者は会員の資格を取得する。

第5条 (資格の喪失)

会員は次の各号によりその資格を失う。
この場合入会金は返還しない。

(1) 会員が死亡したとき

(2) 退会したとき

(3) 本会の名誉を著しく損う行為のため除名処分を受けたとき

第6条 (組織)

- (1) 本会は会長1名、副会長2名、同代行2名をおく。
- (2) 東京・大阪にそれぞれ東部事務局・西部事務局を設け、各々事務局長1名、事務局長代行若干名、及び事務局員をおく。
- (3) 名古屋支部・九州支部は西部地区とし、各々支部長、事務局長をおく。
- (4) 東京・大阪にそれぞれ運営委員会を設ける。
運営委員会は、東京・大阪それぞれ副会長・同代行・事務局長・同代行及びその他の委員若干名を以て構成する。
- (5) 会員を会社入社年度等を基準としてグループを編成し、各グループ別に世話人をおく。
- (6) 会長、副会長、副会長代行、事務局長、事務局長代行、監事、その他当該副会長が指名した者を社友会役員（以下役員）と称する。

第7条 (選任)

- (1) 現会長が次期会長を指名し、東西の総会で承認する。
- (2) 次期副会長は次期会長の指名による。
- (3) その他の次期役員等は次期副会長が指名し、次期会長が承認する。

第8条 (任期)

- (1) 第6条の各役員の任期は各2年とする。
但し、再任を妨げないが、原則4年とする。
- (2) 上記各役員は無報酬とする。

第9条 (役割)

- (1) 会長は本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、それぞれ東部地区・西部地区を担当する。
会長不在の場合は会長職務を代行する。
- (3) 事務局はそれぞれ担当地区の日常業務を行う。
- (4) 運営委員会は業務上の重要事項について協議する。
- (5) 世話人は担当グループ内及び事務局との情報交換並びに情報の伝達を行う。

第10条 (総会)

本会は毎年1回東京・大阪において地区別に定期総会を開催する。
尚、必要あるときは臨時総会を開催することがある。

第11条 (会計)

本会の運営は入会金をもって行う。
そのため会員は入会時に予め定められた入会金を拠出する。
尚、寄付金の受入は拒まない。
本会の会計年度は、4月1日より翌年の3月31日までとする。

本会の会計に関する報告は毎年定期総会において行う。

第12条 (会計監査)

- (1) 会計の執行を監査する監事を東西にそれぞれ1名おく。
- (2) 監事は会長が委嘱する。
- (3) 本会の監査報告は毎年定期総会において行う。

第13条 (主要行事)

本会は第2条の目的達成のために次のことを行う。

- (1) 会員情報の把握・管理
- (2) 総会開催・懇親行事の企画開催
- (3) 社友を対象にした会社主催行事への参画
- (4) 会員の死亡に際し弔電・弔慰金等手配
- (5) ホームページの管理・運用
- (6) 社友室の利用・運営
- (7) 会社広報誌の社友への配布手配
- (8) その他必要業務

第14条 (個人情報の取扱い方針)

社友会事務局は社友会員の個人情報を厳重に管理する。
社友会の目的に資すると判断される場合に限り、情報を必要とする社友会員に限定して必要情報を開示し、それ以外の目的には一切情報を開示しない。
運用規則は「社友会個人情報開示内規」に定める。

2018.5.23 改定

第15条 (地区区分)

- (1) 本会の運営上、静岡県・長野県・新潟県以東を東部地区（東部事務局）、それ以外を西部地区（西部事務局）と区分する。
- (2) 会員の希望により新たな支部を設ける場合は会長の承認を要する。
但し、新支部の構成会員は10名以上を必要とする。
- (3) 尚、会員は本人の都合により本人の居住地に拘らず、
何れの事務局に登録しても差し支えないものとする。

第16条 (事務局の所在)

本会の事務局は、会社の東京本社及び大阪本社内に
それぞれ設置する。

第17条 (その他)

本規約の改定及び本規約に定めのない事項及び本規約につき疑義の生じたときは、運営委員会において協議の上、会長がこれを決める。
但し、次期総会において承認を受けなければならない。

2018.5.23 改定